

# 地域共生社会実現に向けた地域福祉の推進 ～鳥取市地域福祉推進計画が目指すもの～

2021年7月28日(水)



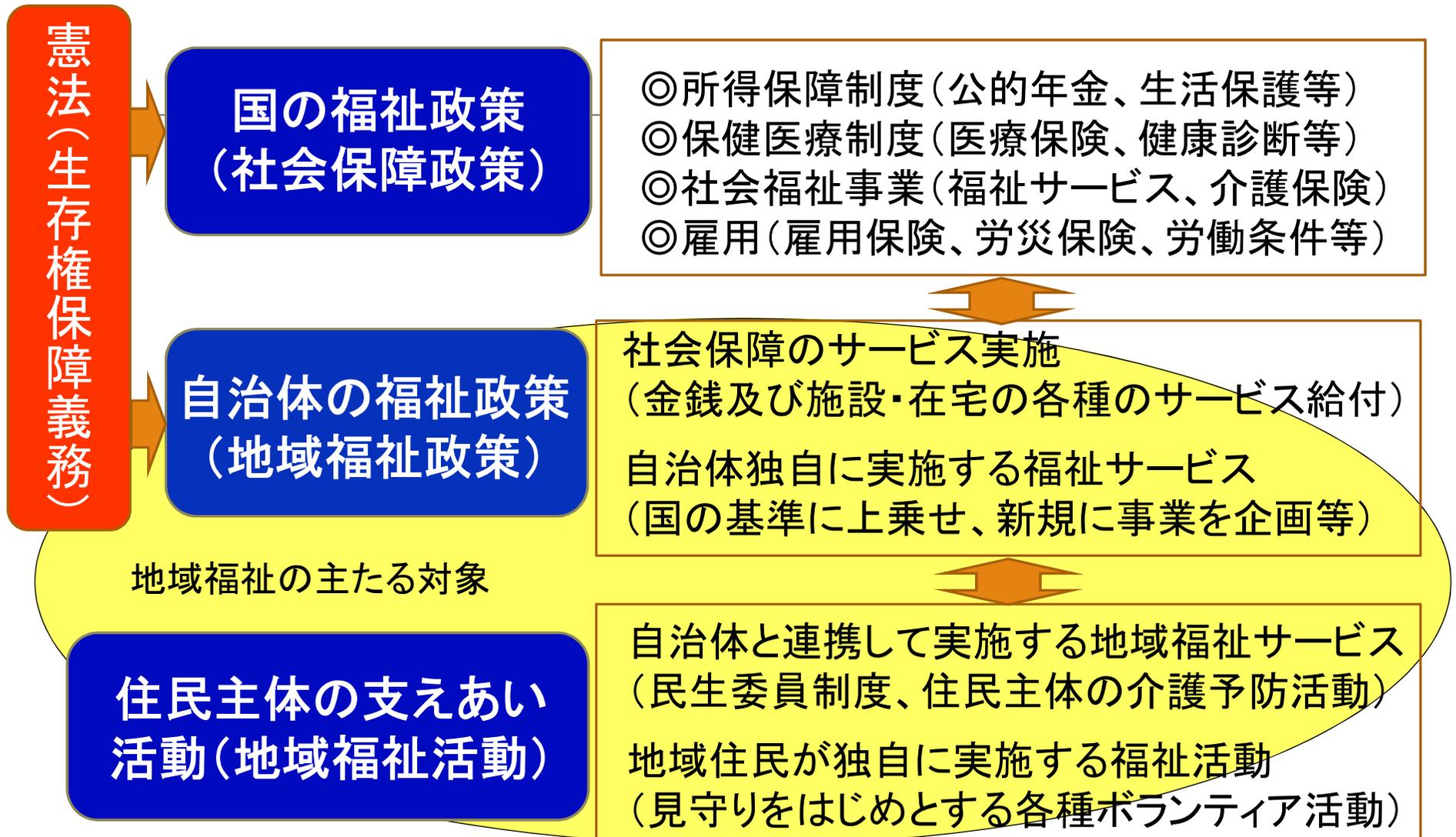
鳥取大学地域学部  
竹川 俊夫

# 本日の内容

---

1. 地域福祉の基本的なイメージ
2. 地域福祉計画と地域福祉活動計画
3. 私たちの暮らしの変化と福祉課題
4. 計画が目指す「地域共生社会」の実現
5. 鳥取市地域福祉推進計画の重点取組

# 1. 地域福祉の基本的なイメージ



# 1. 地域福祉の基本的なイメージ

## ◆「福祉国家」から「地域福祉」へ

### (1) 戦後～高度経済成長期

- 国家主導による中央集権的な福祉国家の発展期
- 年金・医療制度の充実の一方、福祉といえば人里離れた“施設”が中心

### (2) オイルショック(1973年)～1980年代

- 財政赤字、官僚制の非効率さの露呈→中央集権型福祉国家の翳り
- ノーマライゼーション理念の普及、施設福祉から在宅福祉への転換  
⇒「在宅福祉」の基盤整備を核とする「地域福祉」概念が一般化

### (3) 1990年代

- 少子高齢化の進展と福祉財政の逼迫
- 規制改革・民活推進→官から民へ
- 地方分権改革の推進→国から地方へ
- 介護保険制度の誕生(1997年法制化)



### (4) 2000年以降～現在

- 2000年に実施された「社会福祉基礎構造改革」を経て、21世紀の社会福祉は、市町村を単位に行政・民間の協働でつくる「地域福祉」の時代へ

# 1. 地域福祉の基本的なイメージ

## ◆社会福祉法第4条「地域福祉の推進」

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

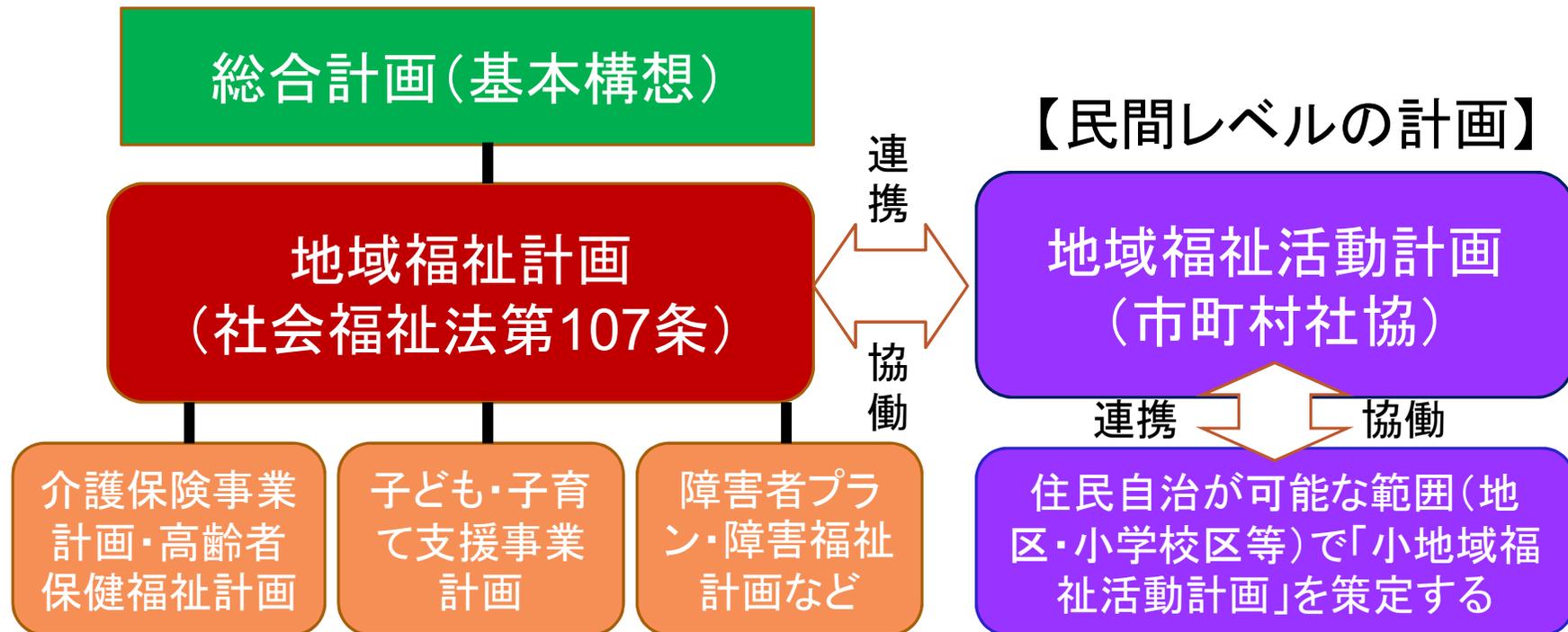
2 **地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者**(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、**地域福祉の推進に努めなければならない。**

3 **地域住民等**は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(…中略…)保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での**各般の課題**(以下「**地域生活課題**」という。)を把握し、**地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関**(以下「**支援関係機関**」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

## 2. 地域福祉計画と地域福祉活動計画

### ◆「地域福祉計画」とは？

- ・総合計画(基本構想)と分野別福祉計画の中間に位置し、市町村の福祉政全分野についての共通理念や施策の方向性を示すもの。社会福祉協議会が中心となって策定する民間レベルの福祉計画である「地域福祉活動計画」と連携し、公・民の役割分担を明確にする。



## 2. 地域福祉計画と地域福祉活動計画

### （市町村地域福祉計画）

**第107条** 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

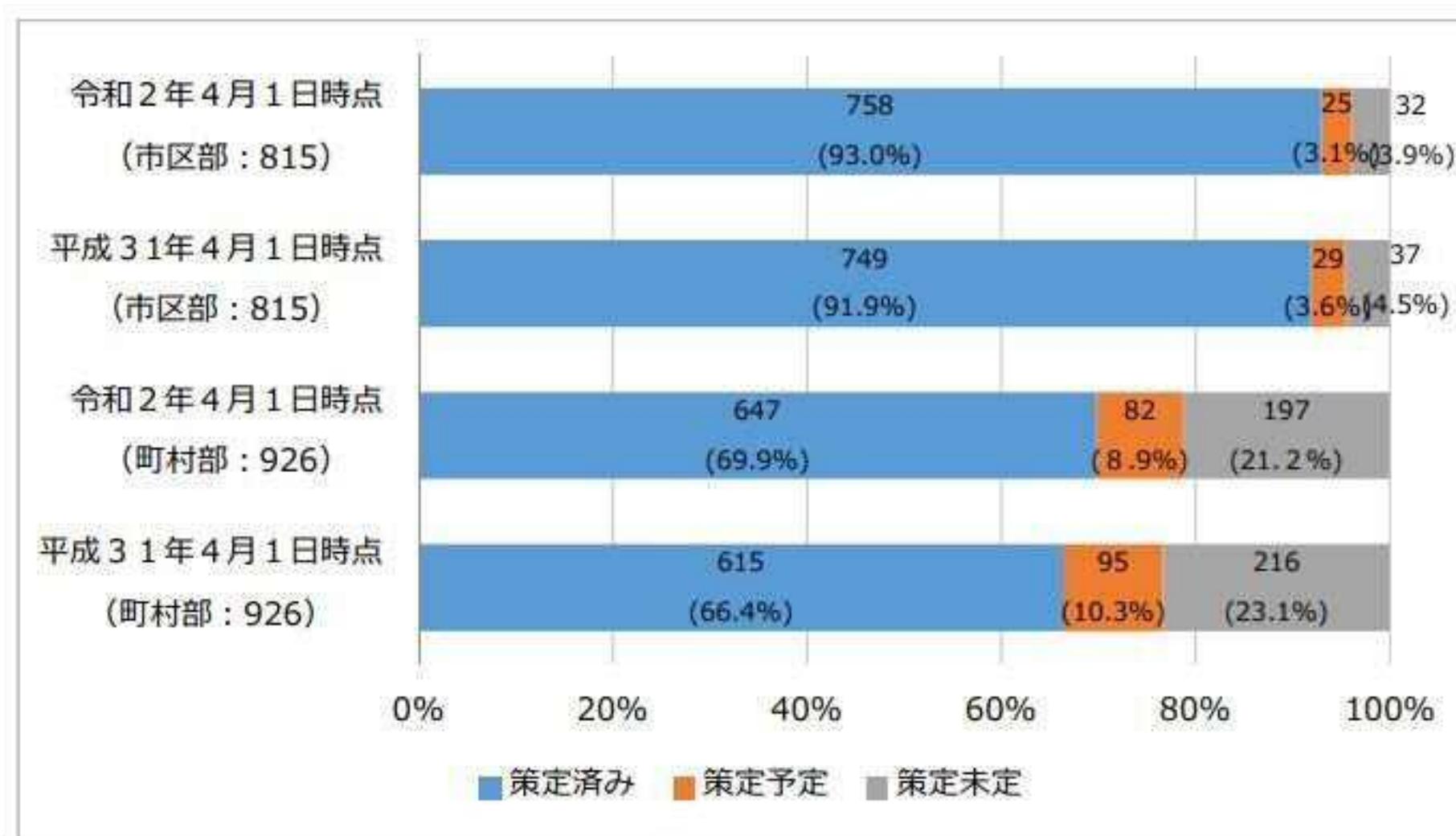
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## 2. 地域福祉計画と地域福祉活動計画

### ◆「地域福祉計画」の策定状況



出所)厚生労働省「市町村地域福祉計画策定状況等の調査結果概要(令和2年4月1日時点)」

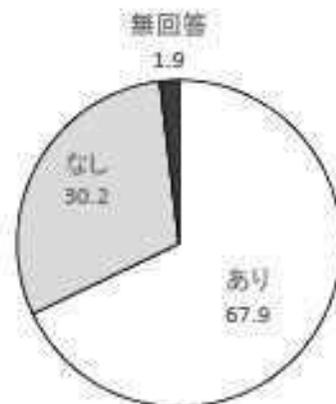
# ◆「地域福祉活動計画」の策定状況

## ② 現在、期限が有効な地域福祉活動計画の有無

- 現在、期限が有効な地域福祉活動計画が策定されている社協は67.9%(1,027社協)である。「ない」と回答した社協は30.2%(456社協)となっている。

【図表72】期限が有効な地域福祉活動計画の有無

|     | 社協数   | %     |
|-----|-------|-------|
| あり  | 1,027 | 67.9  |
| なし  | 456   | 30.2  |
| 無回答 | 29    | 1.9   |
| 全体  | 1,512 | 100.0 |



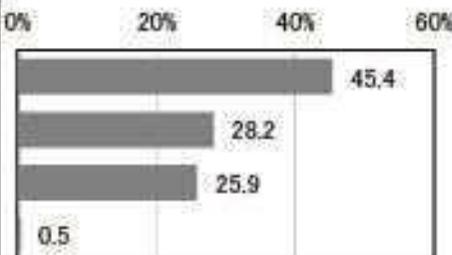
出所)全国社会福祉協議会  
「社会福祉協議会活動  
実態調査報告書2018」  
(2020年5月発行)

## ② -1 期限が有効な地域福祉活動計画の策定方法

- 「あり」と回答した社協の策定方法をみると、「地域福祉計画と一体的に策定している」45.4%、「一体的ではないが計画期間及び計画内容をあわせている」28.2%、「それぞれ別に計画を策定している」25.9%となっている。

【図表73】期限が有効な地域福祉活動計画の策定方法

|                           | 社協数   | %     |
|---------------------------|-------|-------|
| 地域福祉活動計画と一体的に策定している       | 466   | 45.4  |
| 一体的ではないが計画期間及び計画内容をあわせている | 290   | 28.2  |
| それぞれ別に計画を策定している           | 266   | 25.9  |
| 無回答                       | 5     | 0.5   |
| 全体                        | 1,027 | 100.0 |



## 2. 地域福祉計画と地域福祉活動計画

### ◆「鳥取市地域福祉推進計画」の特徴

- ・「地域福祉の推進」という共通の目的ながら、別々に策定されていた2つの計画を一体的につくり上げるケースが増加。このような計画は「**地域福祉推進計画**」と呼ばれる。



- ・福祉のまちづくりの理念や目標を公・民双方が共有しつつ、共通の目標に対して**公・民の役割分担を明確化。公・民の連携や協働を細かくデザイン**できる点が特長。

### 3. 私たちの暮らしの変化と福祉課題

- (1) 人口構造の変化⇒長寿化に伴う**医療・介護や予防ニーズの増大**
- (2) 世帯構造の変化⇒核家族化、世帯人員減少、  
独居高齢者の増加
- (3) 就業構造の変化⇒女性の社会進出  
⇒非正規雇用化・経済格差拡大に伴い  
**制度の狭間で生活に困窮する人々の増加**
- (5) 地域構造の変化⇒自治会・老人クラブ等の地域活動の弱体化  
**人間関係の希薄化・社会的孤立の広がり**  
**SOSの潜在化、孤独(独居)死問題の頻発**
- (6) 財政構造の変化⇒公的財源の逼迫・行政による課題解決の限界  
**コミュニティの再生と行政・専門職との協働による課題解決の模索**
- (7) “8050問題”等課題の複雑・複合化⇒**縦割り制度による対応限界**

**家族介護の限界  
と虐待・介護破綻**

# 3. 私たちの暮らしの変化と福祉課題

- ・家族が主たる介護者である世帯のうち、実に6割以上が老老介護  
 →介護者も病気や障がいを抱えている場合も少なくない  
 →ダブルケア・トリプルケアという極限状態で介護している人も・・・
- ・65歳以上の被介護者が、養護者の虐待等で死に至った事例は、  
 H18～H30年度まで20件台から30件台で推移(H30年度は21件)

## 一昨年11月に福井県敦賀市で発生した介護殺人事件



3人の遺体が見つかった  
住居は11月10日、福井県敦賀市、森岡ろは風廊

### 自慢の「嫁」 三重介護の末

福井県敦賀市の民家で17日、70代の会社員男性と70代の面長の遺体が見つかった。男性の殺人容疑で逮捕されたのは、妻の岸本政子容疑者(71)。「村一番の嫁」と家族が自慢し、面倒見がいいと地元で評判だったが、近しい人には「介護がしんどい」と打ち明けていた。事件の背景に「老老介護」「多重介護」の問題が浮かび上がる。

| 介護をめぐる主な事件 | 年齢は当時   | 内容 |
|------------|---|----|
| 16年2月      | 埼玉小川町で83歳の夫が77歳の妻を刺殺。「認知症の妻の介護に疲れた」                 |    |
| 15年2月      | 大津市で80代の夫が81歳の妻を絞殺。裁判で「出口がないうまくないまま気が持たなかった」        |    |
| 13年9月      | 新潟市で80代の夫婦の遺体を訪れた介護ヘルパーが発見。夫による無理心中とみられる遺書も         |    |
| 2月         | 奈良県大和郡山田市で96歳の元警察官の夫が寝たきりだった91歳の妻を絞殺。「高が酷い。介護にも疲れた」 |    |

**増える「老老」 家族支援は不足**

「一歩間違えば、事件を起こしたのは私だったかも知れない」。九州地方の女性(81)は、90代の義理の祖母と70代の義理の両親の計3人を、約半年間にわたって一人で在宅介護していた。今回の事件を知り、身につまされたという。

「トリプル介護」をした当初は3人の要介護度は低く、特別介護老人ホームなどへの入所は難しかった。食事や排泄の世話は、夜中に転倒したり、自宅を歩き回ったりするのを常に見守らなければならなかった。自身も次第に眠れないという状況が出てきたが、病院に行く時間さえ世帯で、国内全世帯の約4

**介護者が困った時の電話相談先**

NPO法人介護者サポートネットワークセンター・アラジン心のオアシス電話

03-5368-0747  
 平日を除く本曜日の10時半～15時

認知症の人と家族の会

0120-294-456  
 土日祝日も除く10時～15時

# 3. 私たちの暮らしの変化と福祉課題

- ・大阪府警の調査  
⇒(2日以上経過)  
2,996人  
⇒(1カ月以上経過)  
382人
- ・60歳以上が多いが、  
**60歳未満の働き盛りも約2割。男性が女性の約3倍**
- ・国の公式統計なし  
⇒民間調査機関の推計では、2日以上経過後発見が年間約27,000人、4日以上約17,000人

朝日新聞 2020年2月7日 朝刊 1ページ 大阪本社

## 1カ月未発見 382人

### 孤独死

#### 「2日以上」は2996人

大阪府内で昨年1年間に誰にも看取られないまま屋内で死し、1カ月以上たつて見つかった遺体が382体にのぼることが大阪府警の調査でわかった。「死後2日以上」で区分すると2996人。65歳以上の高齢者が71%と大部分を占めたが、一方で40〜50代の「働き盛り層」が18・4%を占めることも判明。いわゆる孤独死の法律上の定義や全体的なデータはないが、今回の調査でその実態の一端が浮かび上がった。

#### 大阪府警 昨年分調査

孤独死の深刻化を受け、府警検視調査課が初めて実態を調査した。昨年1年間に同課が調べた、病院で死するなどの「自然死」ではなかった1万2309の遺体について、遺体や発見時の状況から事件性の有無を確認。事件性がなく、屋内で死してから2日以上経過して見つかった独居者(自殺含む)2996人について分析した。

その結果、10〜20代が29人▽30代が33人▽40代が159人▽50代が392人▽60代が684人▽70代が最多の1029人▽80代が572人▽90代以上が98人となった。性別でみると男性が2213人で、女性の3倍近くに達している。

一方、死後経過した時間については、2〜3日が923人▽4〜6日が508人▽7〜29日が933人▽30日以上が321人▽1カ月以上61人

29日が1183人▽1カ月以上が382人。また全体のうち遺族が見つからないなどの理由で身元が判明しなかったのは、今年1月末時点で2・4%にあたる71人にのぼった。

民間調査機関「ニッセイ基礎研究所」は2011年、東京23区で死亡した人の状況を踏まえ、自宅で死亡し、2日以上たつて見つかる高齢者が全国で年間約2万7千人にのぼるとの推計を発表。一方、鹿児島県や北海道が自治体レベルで孤独死の実態を把握しようとする動きはあるものの、定義がまちまちで全国一律の基準はない。

こうした中、日本人全体の死亡者数のうち6・6%(18年、厚生労働省調べ)と東京に続き2番目に多い大阪府を管轄する府警が、実際に調べたケースを詳細に分類したのが今回のデータだ。淑徳大学の結城康博教授(社会福祉学)は「都市部、郊外を含めた全域を警察が一律の基準で調べた点が画期的。日本社会の縮図を示している。孤独死対策のためにはデータは不可欠で、この取り組みを全国に広げるべきだ」と指摘した。

(光瀬祥吾、水野真奈)

| 経過日数  | 男性  | 女性  |
|-------|-----|-----|
| 2〜6日  | 959 | 472 |
| 7〜29日 | 250 | 933 |
| 1カ月以上 | 321 | 61  |

# 3. 私たちの暮らしの変化と福祉課題

## ◎ひきこもり・8050問題

### 1) 15～39歳(2015年内閣府調査)

- ・学校や仕事等への社会参加を避けて家にいる期間が半年以上続いている人が54万1千人(推計)

### 2) 40～64歳(2018年内閣府調査)

- ・中高年のひきこもりが61万3千人(推計)存在することが判明
- ・5年以上の長期の人が約7割
- ・若年層と中高年層を合計すると**約115万人**のひきこもが存在。ただし、これも氷山の一角かも…



- ・一昨年の川崎と練馬の事件を経て、80歳代の親と50歳代の独身の子どもが課題を抱えながら同居生活を送る「8050問題」に注目が集まる



### 3. 私たちの暮らしの変化と福祉課題

#### ◎4月に河原町で発生した50代の息子が80代の父親の死体を遺棄した事件

- ・「限界集落」の中でほぼ孤立状態で生活に困窮した親子の悲劇
- ・コミュニティの福祉機能を再構築し、住民主体の見守り支援やSOS把握の活動がしっかりと根付いていれば、防げた事件かもしれない。



#### ◎身近な地域においてあらゆる生活課題を受け止めて、排除され孤立した人々を地域社会に包摂するための体制づくりが望まれる

⇒国は「**地域共生社会**」の実現を重要政策として展開

## 4. 計画が目指す「地域共生社会」の実現

### ★「1億総活躍社会」の一環としての「地域共生社会」の実現 【「骨太の方針2016」(2016年6月2日)】

#### (6) 障害者等の活躍支援、地域共生社会の実現

障害者、難病患者、がん患者等も、それぞれの希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる社会を目指し、就労支援及び職場定着支援、治療と職業生活の両立支援、障害者の文化芸術活動の振興等を進め、社会参加や自立を促進していく。性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進める。

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。

### ★「地域共生社会の実現」に向けた政府の基盤整備

2016年10月 「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)」の設置

2017年9月 検討会が「最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ～」を公表

# 4. 計画が目指す「地域共生社会」の実現

## 「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

### 「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

### 改革の背景と方向性

#### 公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

#### 『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

### 改革の骨格

#### 地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

#### 地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改正・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

### 「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

#### 地域丸ごとのつながりの強化

#### 専門人材の機能強化・最大活用

### 実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

- ◆更なる制度見直し
- ◆2020年代初頭：全面展開

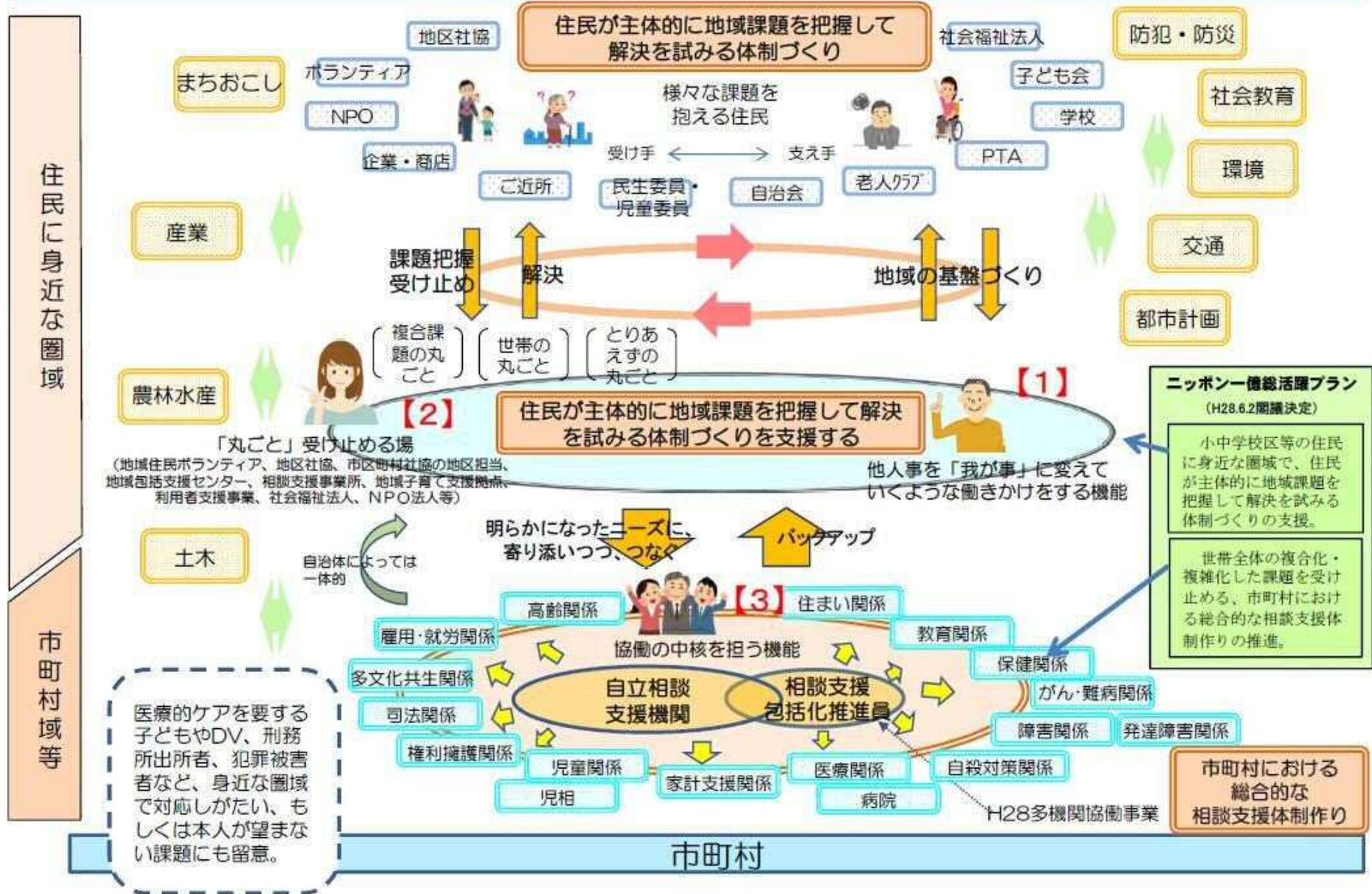
#### 【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策(制度のあり方を含む)
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

出典：厚生労働省資料

# 4. 計画が目指す「地域共生社会」の実現

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



**計画の体系**  
 (基本理念・基本原則・基本目標)  
 基本計画 (基本施策)

**基本理念** みんなで支え合い いつまでも いきいきと 自分らしく暮らしてつづけることができる 福祉のまちづくり

**基本原則** ● 基本的人権の尊重 ● 参画と 協働の促進 ● 地域共生社会の実現

| 【基本目標】                                 | 【基本計画(基本施策)】                           | 【計画(施策)の展開】(抜粋)                  |                                |                               |
|--|--|----------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
|  |  | 【民間の方向性】                         | 【市社協の役割】                       | 【行政による取組】                     |
| <b>I</b><br>住民参加と<br>地域福祉<br>活動の促進     | <b>1 地域における福祉活動の推進・支援</b> <b>重点取組①</b> |                                  |                                |                               |
|  | 1 地区を単位とする福祉ネットワーク機能の確立                | 地域組織の在り方の検討                      | 小地域福祉活動の強化                     | コーディネーターの設置支援                 |
|  | 2 地区を単位とする相談機能の確立                      | 気軽に相談できる常設型の場の設置検討               | 気軽に相談できる常設型の場の開設支援             | 気軽に相談できる常設型の場の設置推進            |
|  | 3 地区を単位とする福祉活動の充実                      | ひとり暮らし高齢者等の見守り支援                 | 見守り活動の強化に向けた取組支援               | 見守り支援活動への支援                   |
|  | 4 町内会・集落における福祉活動の促進                    | ふれあい・いきいきサロンの増やす取組               | サロン活動への支援                      | ふれあい・いきいきサロン事業への支援            |
|  | <b>2 様々な主体による福祉活動の促進</b>               |                                  |                                |                               |
|  | 1 ボランティア・市民活動センターの機能強化                 | ボランティア等を増やす取組                    | ボランティアの養成                      | ボランティア・市民活動センターの機能強化          |
|  | 2 様々な生活課題を抱えた当事者の組織化                   | 課題を持った当事者の組織化                    | 当事者の組織化、運営への支援                 | 当事者の組織化への支援                   |
|  | <b>3 福祉学習の推進と担い手づくり</b> <b>重点取組②</b>   |                                  |                                |                               |
|  | 1 福祉学習のプラットフォームづくり                     | 福祉学習のプラットフォームへの参加                | 福祉学習のプラットフォームの設置及び運営           | 福祉学習のプラットフォームへの参加             |
|  | 2 子どもを対象とする福祉学習の推進                     | 教育機関と連携し、福祉学習プログラムに参画            | 実践型学習への転換の調整                   | 福祉学習プログラムの実施協力                |
|  | 3 地域を対象とする福祉学習の推進                      | 様々な学習や研修への参加                     | 地域の関係機関や関係団体との連携               | 福祉学習プログラムの実施協力                |
|  | <b>4 福祉活動促進のための基盤強化</b>                |                                  |                                |                               |
|  | 1 組織体制の強化                              | 地域福祉推進体制の活動強化                    | 市社協の機能強化                       | 市社協の機能強化への支援                  |
|  | 2 財源の強化                                | 奇麗文化の創出                          | 共同募金運動の強化                      | 奇麗文化の創出に向けての情報提供              |
|  | <b>II</b><br>相談支援と<br>権利擁護<br>体制の強化    | <b>1 包括的支援体制の構築</b> <b>重点取組③</b> |                                |                               |
| 1 総合相談体制の充実                            |  | 課題を発見し、住民で話し合う体制づくり              | 地区総連(CSW)、生活支援コーディネーター(旧当制)の運営 | 共生型の支援会(仮称)の設置推進              |
| 2 高齢、障がい、子育て支援、生活困窮等の分野を超えた支援体制づくり     |  | 課題を発見し、住民で話し合う場への参加              | 各相談機関とのネットワーク化の推進              | 関係部局・機関が連携した支援体制(プロジェクト)発足の構築 |
| <b>2 権利擁護機能の強化</b>                     |  |                                  |                                |                               |
| 1 権利擁護支援センターの機能強化                      |  | 権利擁護への理解と意識の向上                   | 鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」の運営         | 鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」等の運営への支援   |
| 2 市民後見人養成促進                            |  | 市民後見人養成講座への参加                    | 市民後見人養成講座の運営                   | 市民後見人養成講座の継続開催                |
| 3 虐待の防止と対応の強化                          |  | 虐待などの発生前に備えた地域の関係機関等との連携         | 地域包括支援センター等の利用促進への取組           | 気軽に相談できる常設型の場との連携体制の構築        |
| <b>3 情報提供体制の充実</b>                     |  |                                  |                                |                               |
| 各種研修会、出前講座等へ積極参加                       |  | 多様な媒体を活用した情報提供                   | 各種研修会等の強化による情報提供の充実            |                               |
| <b>III</b><br>地域で安心して<br>暮らせる<br>基盤づくり |  | <b>1 社会福祉法人・福祉事業所の公益活動の促進</b>    | 地区を単位とする福祉ネットワークへの参加及び連携       | 連絡会の立上                        |
|  | <b>2 高齢、障がい及び子育て支援の分野を超えたサービスの展開</b>   | 学習機会への積極参加                       | 福祉学習の取組の推進                     | ひきこもり等を対象とした福祉サービスの促進         |
|  | <b>3 福祉人材の確保・育成</b>                    | 地域のサービス提供事業等での実習生の受け入れ           | 実習生の受け入れの支援及び調整                | 教育機関からの実習生の積極受入               |
|  | <b>4 当事者の社会参加の促進・移動手段の確保</b>           | 高齢者、障がい者等の就労支援の受入                | 事業者への就労支援の受入への働きかけ             | 高齢者、障がい者等の地域での就労支援の促進         |
|  | <b>5 福祉と連携したまちづくりの促進</b>               | 避難行動要支援者支援制度への登録の呼び掛             | 制度に関する情報提供                     | 支援が必要な人の避難体制づくり               |
|  | <b>6 企業の社会貢献活動の促進</b>                  | 地区を単位とする福祉ネットワークへの参加             | 社会貢献活動の取組に関する情報提供              | 社会貢献活動への参加呼びかけ                |

## 鳥取市における重層的な地域福祉推進体制・包括的支援体制構築のイメージ

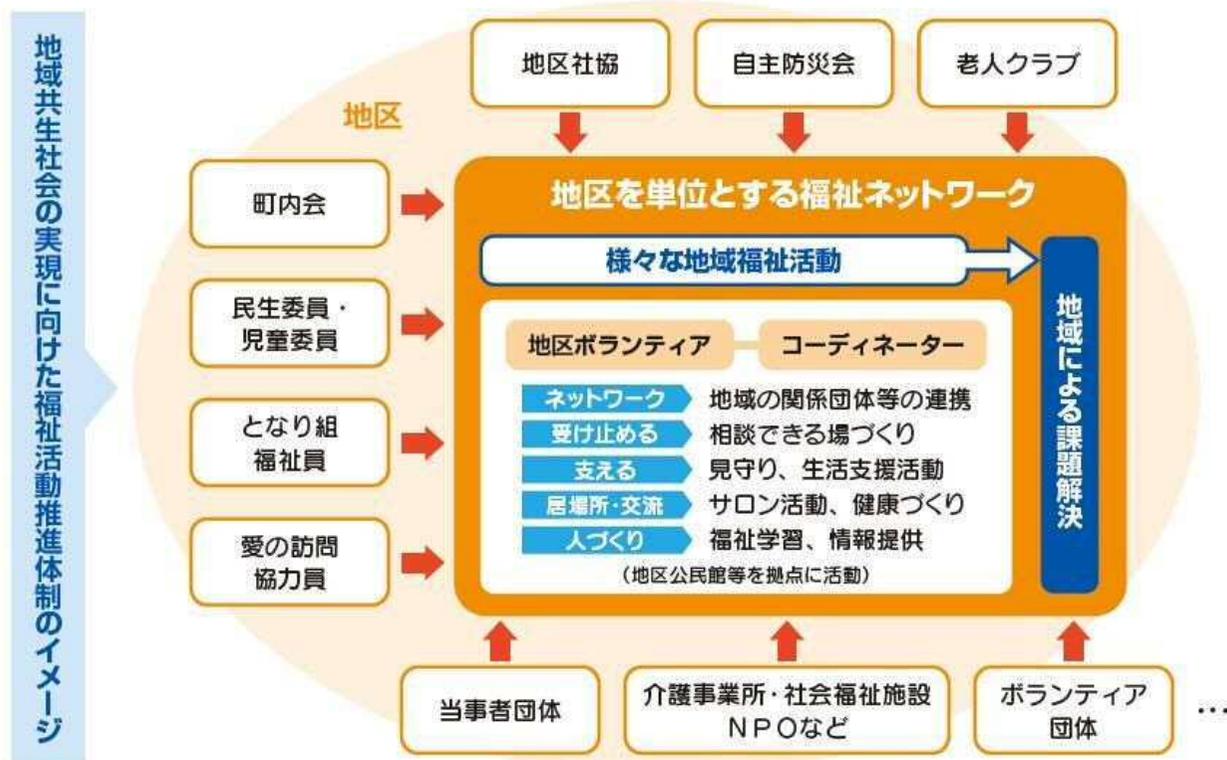
| 圏域             | これまでの主な福祉推進機能  | これからの主な福祉推進機能  | 具体的な取り組み例   |
|----------------|--|--|---|
| 全市域            | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎市役所・中央保健センター</li> <li>◎中央人権福祉センター</li> <li>◎市社協、ボランティア・市民活動センター</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎市役所・中央保健センター</li> <li>◎中央人権福祉センター</li> <li>◎市社協、ボランティア・市民活動センター</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎各窓口の連携強化</li> <li>◎CSW機能の確立</li> <li>◎社会資源の開発</li> </ul>  |
| 地域包括圏域<br>中学校区 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎地域包括支援センター（5か所）</li> <li>◎人権福祉センター（10か所）</li> </ul>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎地域包括支援センター(市内10カ所へ増設)</li> <li>◎地域福祉相談センター(市内10カ所・新設)</li> <li>◎人権福祉センター</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎各窓口の連携強化</li> <li>◎CSW機能の確立</li> <li>◎地区福祉ネットワークとの連携・活動支援</li> </ul>  |
| 地区公民館区<br>小学校区 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎地区公民館</li> <li>◎地区社協</li> <li>◎地区民協</li> </ul>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎地区公民館</li> <li>◎<b>新たな福祉ネットワーク(新設)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>→地区公民館等を常設型拠点として確保</li> <li>→住民が気軽に相談できる場づくりを推進</li> <li>→相談員・ボランティアを養成・組織化</li> <li>→地区コーディネーター(有給職員)を配置</li> </ul> </li> <li>◎地区社協・地区民協(新たなネットワークへ参加)</li> </ul>                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎見守り支援活動</li> <li>◎常設型のサロン活動</li> <li>◎生活支援活動</li> <li>◎食事サービス</li> <li>◎福祉学習                             <ul style="list-style-type: none"> <li>→学習機能・個別支援活動の充実・強化</li> </ul> </li> </ul> |
| 自治会<br>集落      | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎愛の訪問協力員</li> <li>◎となり組福祉委員</li> </ul>                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎愛の訪問協力員                             <ul style="list-style-type: none"> <li>→民生委員・地区ボランティアと連携して見守り活動を強化(機能強化)</li> </ul> </li> <li>◎となり組福祉委員                             <ul style="list-style-type: none"> <li>→地区ボランティアとして位置づけ</li> </ul> </li> <li>◎自治会・集落サロンボランティア(新設)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>(地区の福祉ネットワークと連携)</li> <li>◎見守り支援活動</li> <li>◎支え愛マップ</li> <li>◎ふれあい・いきいきサロン活動</li> </ul>  |

# 5. 鳥取市地域福祉推進計画の重点取組

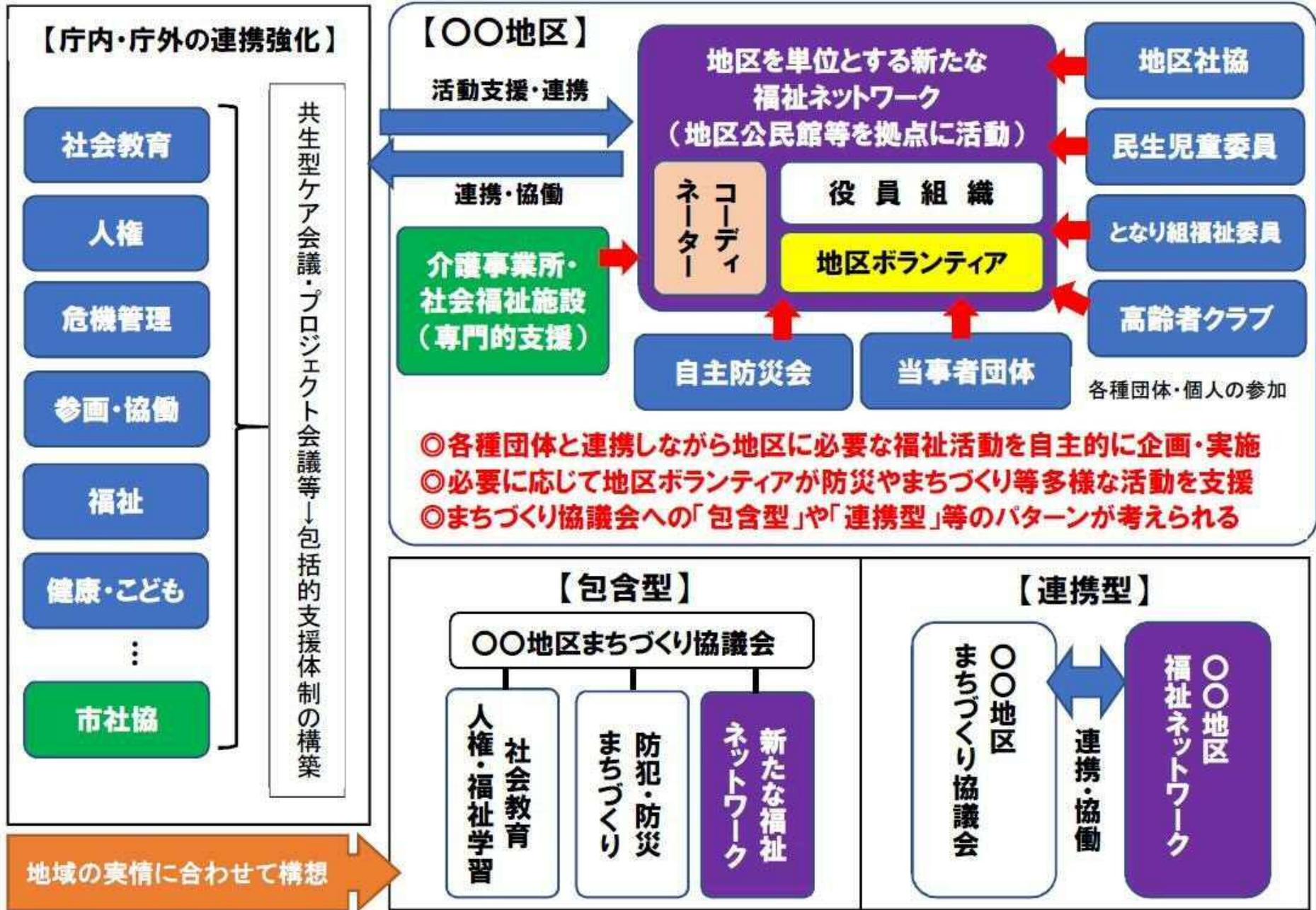
## 重点取組① 地域における福祉活動の推進・支援

近年、生活課題が複雑化・多様化する中で、地域の生活課題を早期発見し、早期対応することが重要です。そのために地域福祉推進の基盤となるネットワークの機能の確立が求められています。

地区を単位とする福祉ネットワークが誰もが気軽に集える場を作り、地域の生活課題の発見、相談、見守りや生活支援といった支え合い活動を展開・充実することを目指します。



# 5. 鳥取市地域福祉推進計画の重点取組



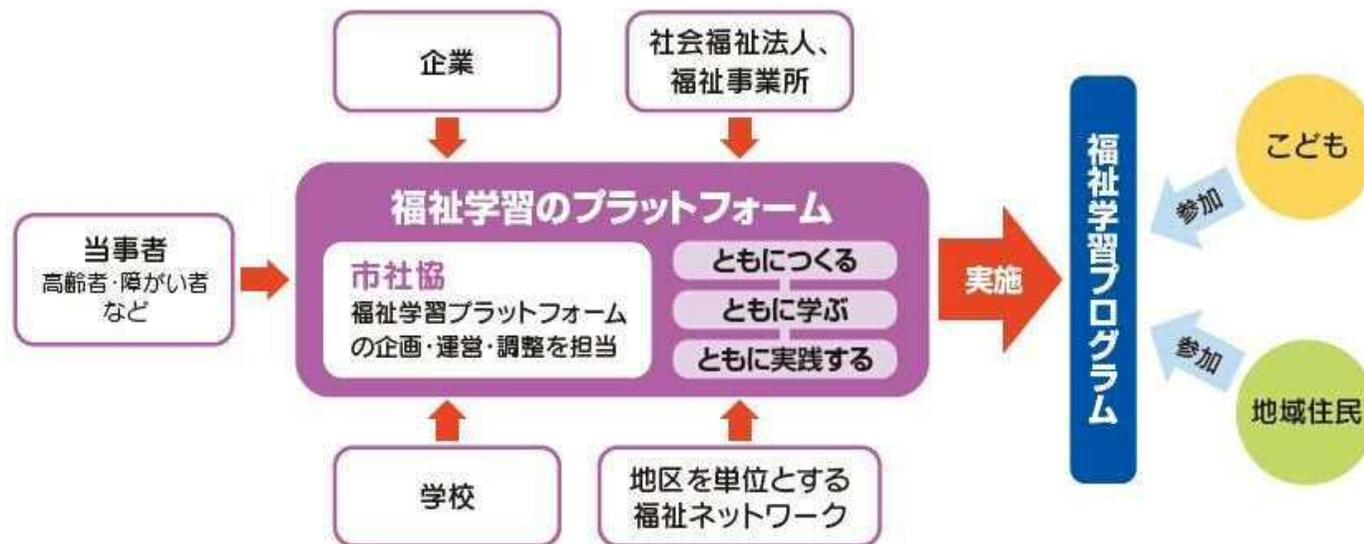
# 5. 鳥取市地域福祉推進計画の重点取組

## 重点取組②

## 福祉学習の推進と担い手づくり

地域福祉を推進するためには、地域全体で福祉への理解と関心を高め、地域のあらゆる年齢層や立場の人が協働し、「我が事」として生活課題を受け止め、解決に向けて行動してゆく「力」を育むことが必要です。

そのため、福祉ネットワークをはじめとした地域の様々な機関や団体が参加した福祉学習の基盤（プラットフォーム）づくりを推進し、共に学びのプログラムをつくりながら、学校や地域における福祉に関する学習機会の充実を図り、活動を支える人材の発掘・育成・活動の促進を図ります。

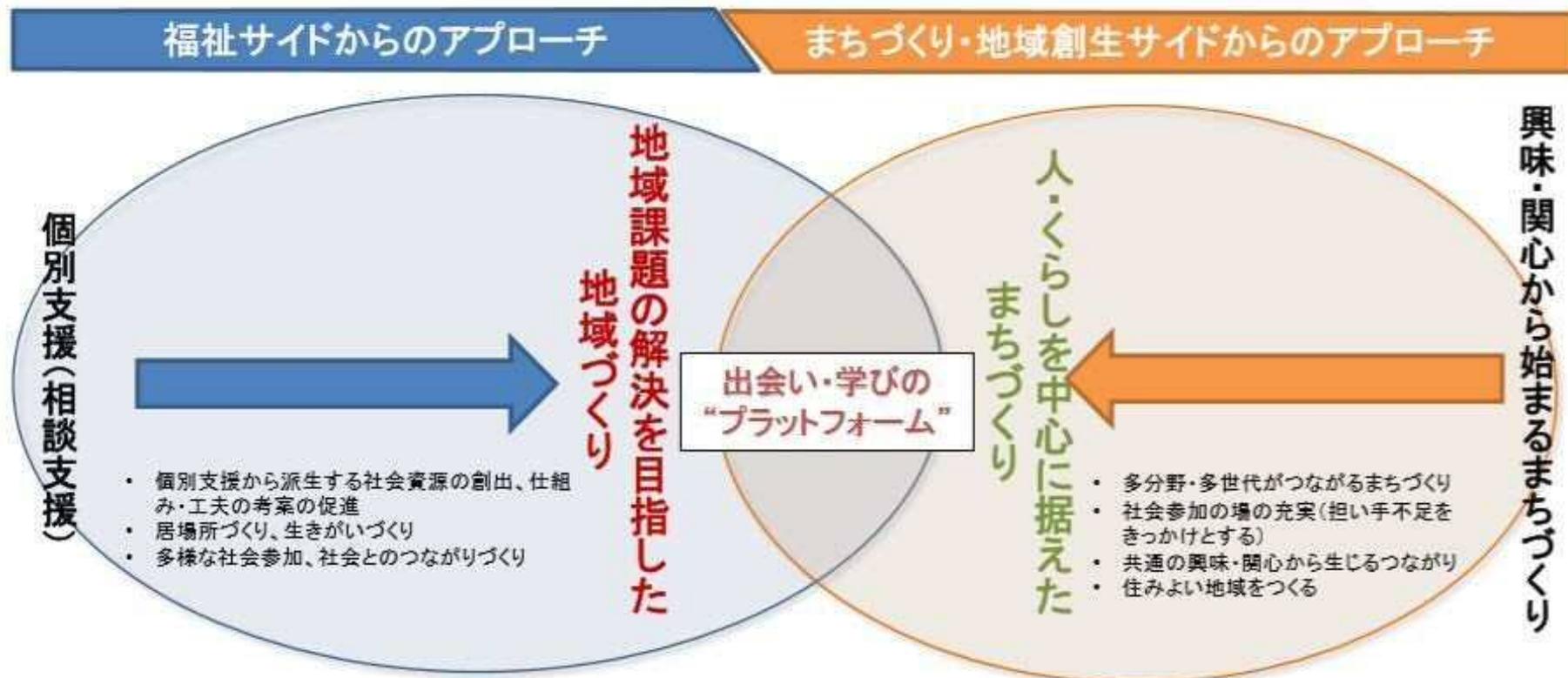


## 5. 鳥取市地域福祉推進計画の重点取組

### ★出会い・学びのプラットフォームづくり

→厚労省「地域共生社会推進検討会」の中間とりまとめ（令和元年7月19日）が示す方向性

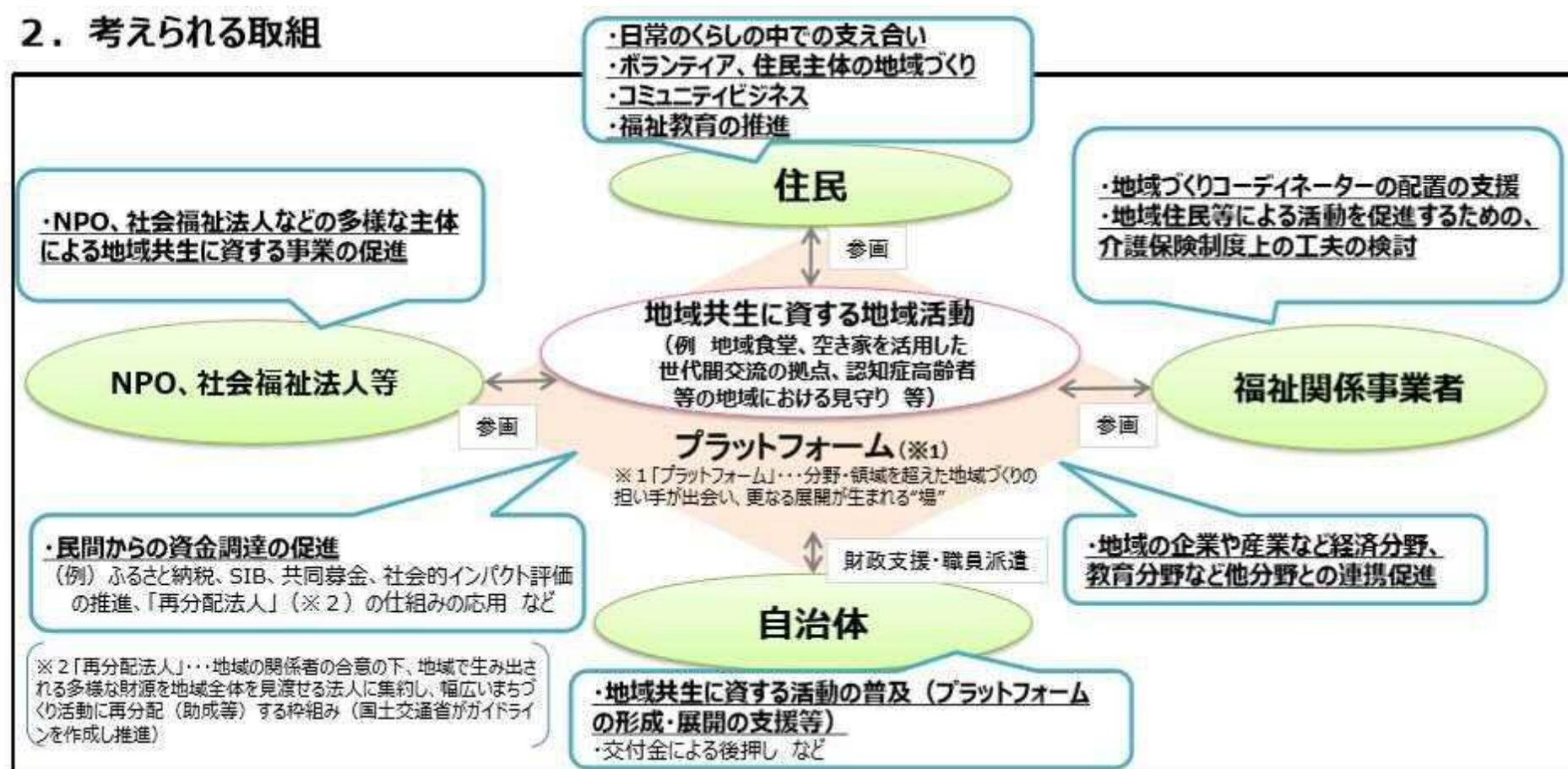
多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム



# 5. 鳥取市地域福祉推進計画の重点取組

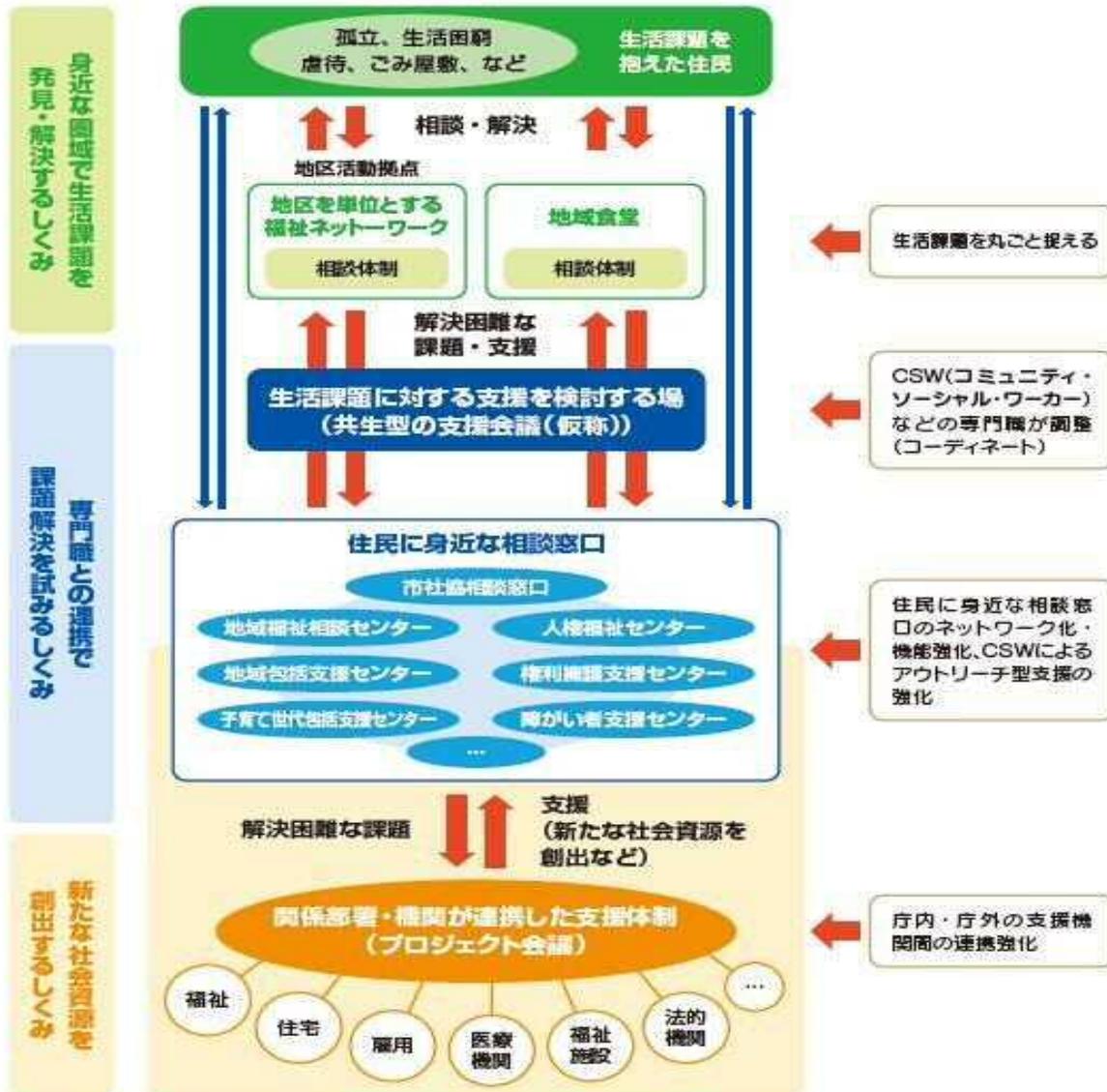
★出会い・学びのプラットフォームづくり  
→厚労省「地域共生社会推進検討会」の中間とりまとめ  
(令和元年7月19日) が示す方向性

## 2. 考えられる取組



### 重点取組③ 包括的支援体制の構築

社会的孤立の広がり背景に、高齢者、障がい者、ひとり親世帯、生活困窮世帯、ひきこもり、刑務所出所者等に関する生活課題が複雑化、深刻化するとともに潜在化する傾向が強まっています。今後はこうした生活課題を積極的に把握し包括的に支援していくために、住民との協働による課題発見機能の強化と、分野や組織を超えた包括的な支援体制づくりを進めます。

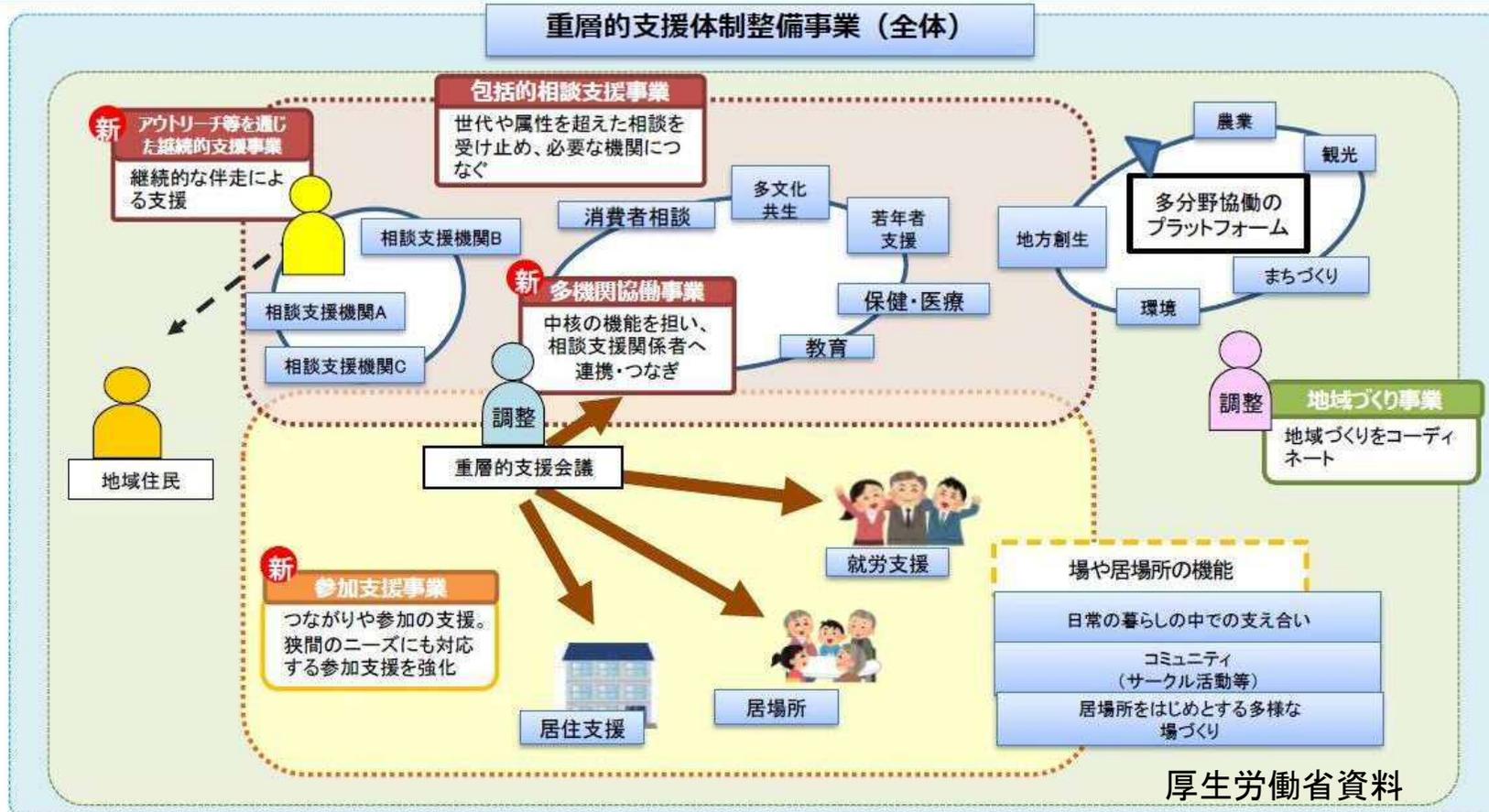


「包括的支援体制」の構築とは、国が一億総活躍プランを推進する一環として打ち出した「地共生社会」を実現するための鍵となる取り組み

# 5. 鳥取市地域福祉推進計画の重点取組

## 重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等**を通じた**継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



# 地域共生社会実現に向けた地域福祉の推進 ～鳥取市地域福祉推進計画が目指すもの～

2021年7月28日(水)



ご清聴ありがとうございました

